また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一　氏名　溝田　耕治
　生年月日　昭和四十九年十一月八日生
　旅券の住所申請地　シンガポール

二　返納すべき旅券
　旅券番号　TZ一〇九九四
　発行年月日　平成二十七年十二月十一日
　旅券名義人　溝田　耕治

三　返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十九年一月十七日、静岡地方裁判所から、旅券法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十九年一月二十七日、法務省から外務大臣にその旨通報があつたことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よつて、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成５年４月５日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年３月31日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

Ⅱの２の⑶中「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」に改める。

Ⅱの７の⑵のロに次のただし書を加える。

ただし、技能実習２号への円滑な移行を図るため、技能実習生の技能等の修得状況を勘案した上で技能実習１号の期間の４分の３程度を経過する前に受検することは、差し支えない。

Ⅱの７の⑶のロの次に次の一号を加える。

ハ　制度推進事業実施機関は、技能実習２号を終了する技能実習生から、技能実習２号終了時の修得技能等の評価のために検定・資格試験の受検を希望する旨の申し出があった場合には、技能実習２号への移行を希望する技能実習生に準じて、必要な支援を行うものとする。

Ⅱの11の⑵のニ中「自主点検」の次に「、訪問援助」を加える。

Ⅱの11の⑶のイ中「整備」を「整備等」に、ニ中「地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集」を「技能実習生の修得技能等を外国語で記載できる文書の試行実施」に改める。

附　則

１　この基本方針の改正は、平成29年４月１日から適用する。

２　この基本方針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の施行に伴う新制度への移行に伴い、その効力を失う。ただし、技能実習法の施行後も経過措置により引き続き旧制度の技能実習制度により在留する者（技能実習法附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の技能実習の在留資格（技能実習法附則第13条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって在留する者をいう。）に対しては、なお効力を有する。

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成26年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年３月31日

埼玉労働局長　田畑　一雄

埼玉県革靴製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	531円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	761円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円
		サンダル	牛革の地生		中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	531円

４　効力発生の日　平成29年４月30日